

平成27年第2回定例会 健康福祉病院常任委員会

説明資料

頁数

《議案補充説明》

- 1 【議案第114号】工事請負契約について 1
(三重県こども心身発達医療センター(仮称)及び併設特別支援学校建築工事)
- 2 【議案第115号】工事請負契約について 3
(三重県こども心身発達医療センター(仮称)及び併設特別支援学校電気設備工事)
- 3 【議案第121号】工事請負契約について 5
(三重県こども心身発達医療センター(仮称)及び併設特別支援学校機械設備工事)

《所管事項説明》

- 1 「平成27年版成果レポート(案)」について 別冊
- 2 「三重県薬物の濫用の防止に関する条例(仮称)」の制定について 8
- 3 地域医療介護総合確保基金に係る平成27年度県計画案について 13
- 4 「みえの育児男子プロジェクト」の推進について 15
- 5 「三重県子どもの貧困対策計画(仮称)」の策定について 17
- 6 平成28年度社会福祉施設等整備方針について 20
- 7 平成26年度社会福祉法人等指導監査の結果等について 34
- 8 各種審議会等の審議状況の報告について 36

《別冊》

- ・ (別冊1) 平成27年版成果レポート(案)〔健康福祉部分抜粋〕
- ・ (別冊2) 医療介護総合確保促進法に基づく三重県計画(案)
- ・ (別冊3) 平成26年度三重県計画に関する事後評価(案)
- ・ (別冊4) 付属資料1 平成27年度三重県計画事業一覧表
付属資料2 公民比率の経緯・理由、それに対する都道府県の見解
- ・ (別冊5) 平成27年度地域医療介護総合確保基金による取組に係る基本的な考え方について(案)
- ・ (別冊6) 平成26年度 指導監査等結果報告書

平成27年6月18日
健康福祉部

議案番号 第114号 工 事 請 負 契 約 に つ い て				
工 事 名	三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設特別支援学校建築工事			
施 行 場 所	津市大里窪田町字西穴川340番5 他1筆			
契 約 金 額	4,943,160,000円（消費税等含む）			
請 負 者 住 所 氏 名	津市羽所町375 清水・北村・丸亀特定建設工事共同企業体 代表者 清水建設株式会社名古屋支店 三重営業所 所長 恒川 成司			
契 約 工 期	議決日から630日間			
工 事 内 容			共 同 企 業 体 構 成 員	
三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設特別支援学校 RC造一部鉄骨造 4階建 延べ面積 17,200.62 m ² 上記に係る建築工事一式			松阪市中央町306番地の1 株式会社 北村組 取締役社長 北村 俊治 松阪市高町450番地1 丸亀産業株式会社 代表取締役 竹上 仁士	
契 約 方 法	一般競争入札			
入 札 状 況	年 月 日	平成27年4月30日	評価値0.26829（最高値0.26829 最低値0.26718）	
	業 者 数	3	価 格	最低 4,934,930,400 円（消費税等含む） 4,569,380,000 円（消費税等抜き）
				最高 4,943,484,000 円（消費税等含む） 4,577,300,000 円（消費税等抜き）
回 数	1	予 価 定 格	5,508,112,320 円（消費税等含む） 5,100,104,000 円（消費税等抜き）	

議案番号 第115号 工 事 請 負 契 約 に つ い て			
工 事 名	三重県子ども心身発達医療センター（仮称）及び併設特別支援学校電気設備工事		
施 行 場 所	津市大里窪田町字西穴川340番5 他1筆		
契 約 金 額	1,140,264,000円（消費税等含む）		
請 負 者 住 所 氏 名	津市高茶屋二丁目12-3 東邦・桑名・三重電業特定建設工事共同企業体 代表者 東邦電気工業株式会社 三重営業所 所長 池村 勝		
契 約 工 期	議決日から630日間		
工 事 内 容	<p>共同企業体構成員</p> <p>桑名市大字大福字寺跡 442 番地 桑名電気産業株式会社 代表取締役社長 伊藤 弘幸</p> <p>津市あのみつ台四丁目 7 番地 7 三重電業株式会社 代表取締役 楠 幸治</p>		
契 約 方 法	一般競争入札		
入 札 状 況	年 月 日	平成27年5月1日	評価値1.10627（最高値1.10627 最低値1.04186 ）
	業 者 数	4	価 格
回 数	1	予 定 格	1,270,807,920 円（消費税等含む） 1,176,674,000 円（消費税等抜き）

入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 平成27年5月1日

工事番号 201517016042700013

工事名 平成27年度営繕第0712-2分0002号
三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設特別支援学校電気設備工事

施工場所 津市大里窪田町字西穴川340番5 他1筆

	入札者	第1回			備考
		入札額	標準点+加算点	評価値	
1	東邦・桑名・三重電業特定建設工事共同企業体	1,055,800,000	1,168	1.10627	落札決定
2	中央電設・大東・三扇特定建設工事共同企業体	1,056,000,000	1,164	1.10227	
3	中央工事・シンフォニア・カンキョー特定建設工事共同企業体	1,056,000,000	1,157	1.09564	
4	日本ファシリオ・鈴鹿電設・鈴鹿テクト特定建設工事共同企業体	1,015,000,000	1,100	1.04186	
<p>上記金額は、消費税および地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。 また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行ったため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点1000点に提案による加算点を加えた値を入札額（百万円単位）にて除した値（小数第六位切り捨て）です。</p>					

議案番号 第121号 工 事 請 負 契 約 に つ い て

工 事 名	三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設特別支援学校機械設備工事
施 行 場 所	津市大里窪田町字西穴川340番5 他1筆
契 約 金 額	1,622,786,400円（消費税等含む）
請 負 者 住 所 氏 名	津市羽所町700番地 朝日・前橋・増川特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社朝日工業社 三重営業所 所長 三井 眞文
契 約 工 期	議決日から630日間

<p><u>工事内容</u></p> <p>三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設特別支援学校</p> <p>RC造一部鉄骨造 4階建</p> <p>延べ面積 17,200.62 m²</p> <p>上記に係る機械設備工事一式</p>	<p><u>共同企業体構成員</u></p> <p>志摩市磯部町恵利原 1166-1 前橋設備工業株式会社 代表取締役 前橋 幸樹</p> <p>津市河芸町千里ヶ丘 38-7 株式会社増川配管設備 代表取締役 増川 至</p>
---	---

契 約 方 法	一般競争入札
---------	--------

入 札 状 況	年 月 日	平成27年5月1日	評 価 値	0.78058（最高値0.80321 最低値0.75996）	
	業 者 数	5	価 格	最低	1,354,439,070 円（消費税等含む） 1,254,110,250 円（消費税等抜き）
				最高	1,622,786,400 円（消費税等含む） 1,502,580,000 円（消費税等抜き）
	回 数	1	予 定 価	1,805,918,760 円（消費税等含む） 1,672,147,000 円（消費税等抜き）	

入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 平成27年5月1日

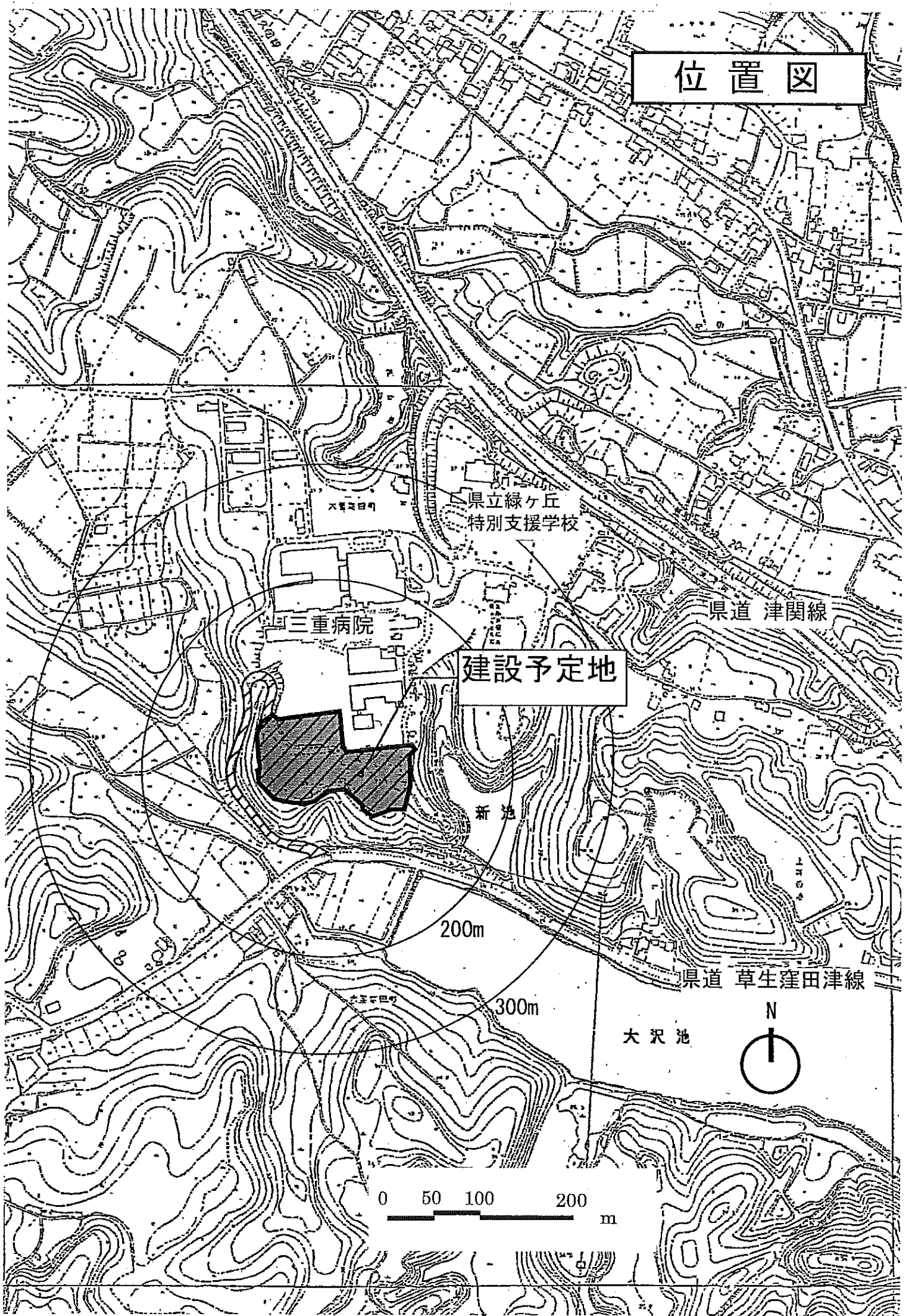
工事番号 201517016042700015

工事名 平成27年度営繕第0712-2分0003号
三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設特別支援学校機械設備工事

施工場所 津市大里窪田町字西穴川340番5 他1筆

	入札者	第1回			備考
		入札額	標準点+加算点	評価値	
1	朝日・前橋・増川特定建設工事共同企業体	1,502,580,000	1,173	0.78058	落札決定
2	三機・杉山・山信特定建設工事共同企業体	1,380,000,000	1,142	0.75996	
3	テクノ菱和・藤原・日乃出特定建設工事共同企業体	1,254,110,250	1,175	0.78192	失格
4	日本ファシリオ・田辺設備・野村水道特定建設工事共同企業体	1,420,000,000	1,115	—	無効
5	ダイダン・カキトー・カンキョー特定建設工事共同企業体	1,502,380,000	1,207	0.80321	失格
<p>上記金額は、消費税および地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。 また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行ったため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点1000点に提案による加算点を加えた値を入札額（百万円単位）にて除した値（小数第六位切り捨て）です。</p>					

位置図



建設予定地

200m

300m

0 50 100 200 m



2 「三重県薬物の濫用の防止に関する条例（仮称）」の制定について

1 条例の目的

県が薬物の濫用を防止するための施策を推進し、必要な規制等を行うことにより、県民の健康と安全を守るとともに、県民が平穩に、かつ、安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とします。

2 条例の骨子

条例の骨子案は別紙のとおりであり、他県等と同様に、①目的、②薬物の定義、③県、県民等の責務、④基本的な施策、⑤薬物濫用防止のための規制等から構成していますが、他県等の条例に比較し、特徴的な事項は以下のとおりです。

また、薬物濫用防止のための規制では、指定薬物以外のいわゆる危険ドラッグについて、現行の法制度で規制が可能な製造・販売に対する禁止規定は盛り込まず、法に明確な禁止規定のない所持・使用に対する禁止規定を盛り込みます。

(1) 医療機関の医師、薬局の薬剤師の責務

危険ドラッグの使用等に関する情報を把握した際に、医師及び薬剤師に対し、県への情報提供を求めます。

(2) 不動産関連業者の責務

建物等の使用に係る契約を締結する際に、当該建物において薬物の製造、販売等が行われていることを知ったときは、契約解除をすることができる旨を定めることについて、不動産関連業者に対し求めます。

(3) 薬物依存者の回復支援

県は、薬物の依存症からの患者の回復又は薬物の依存症の予防に資するため、相談体制、専門的な治療並びに社会復帰支援に関する体制の充実など、必要な措置を講じます。

(4) 危険薬物の所持・使用の禁止

製品に含まれる成分や製品を指定するのではなく、中枢神経系の興奮、幻覚等の作用を有する蓋然性が高く、身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物を危険薬物として定義することで、包括的に指定薬物以外の危険ドラッグの所持・使用を禁止行為とします。

県は、違反者に対して警告を発し、警告に従わない者に対しては禁止行為の中止命令を発します。さらに中止命令に従わない者に対しては過料を科します。

3 三重県薬物等評価委員会（仮称）について

危険ドラッグからの検出された成分に関する評価を適切に行うため、専門家からの意見聴取に係る枠組みとして、三重県薬物等評価委員会（仮称）を設置します。

4 条例策定スケジュール

平成27年	2月	第1回条例制定のための検討会※
	3月	健康福祉病院常任委員会（条例の基本的な考え方）
	5月	第2回条例制定のための検討会
	6月	健康福祉病院常任委員会（条例骨子案）
	6月～7月	パブリックコメントの実施
	7月～8月	必要に応じて第3回条例制定のための検討会
	9月	議案提案

※ 条例制定のための検討会

条例制定の検討を進めるにあたり、薬学、精神医療、法律など関係分野の有識者の意見を参考とするために設置。

「三重県薬物の濫用の防止に関する条例（仮称）」（案）の骨子

1 目的

県が薬物の濫用を防止するための施策を推進し、必要な規制等を行うことにより、県民の健康と安全を守るとともに、県民が平穩に、かつ、安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。

2 定義

「薬物」とは、次に掲げる物とする。

- (1) 大麻
- (2) 覚醒剤及び覚醒剤原料
- (3) 麻薬、麻薬原料植物及び向精神薬
- (4) けし、あへん及びけしがら
- (5) トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料及び閉塞用又はシーリング用の充填料
- (6) 指定薬物^{※1}
- (7) 危険薬物（中枢神経系の興奮若しくは抑制、幻覚又は陶酔の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（(1)～(6)に掲げるもの、医薬品^{※2}、酒類及びたばこを除く。))

※1 指定薬物

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき厚生労働大臣が指定するもので、製造、販売、所持、使用等が禁止されています。

※2 医薬品

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第2条に規定される医薬品

3 責務

(1) 県の責務

薬物の濫用防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 県民の責務

- ・薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努める。
- ・薬物の濫用防止に関する県の施策に協力するよう努める。

(3) 医療機関の医師、薬局の薬剤師の責務

指定薬物又は危険薬物による中毒症状を呈する患者を診察したときや患者の情報を得たときは、薬物の名称等の情報を知事に提供するよう努める。

(4) 不動産関連業者の責務

建物等の使用に係る契約を締結する際に、当該建物等において薬物の製造等が行われていることを知ったときは、当該契約を解除することができる旨を定めるよう努める。

4 基本的な施策

(1) 推進体制の整備

県は、薬物の濫用防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制を整備する。

(2) 調査研究の推進

県は、薬物の濫用防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物の危険性に関する調査研究を推進する。

(3) 情報の収集等

県は、薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため、薬物の危険性に関する情報について収集及び整理を行い、施策に反映させる。

(4) 情報の提供

県は、薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため、県民に必要な情報を提供する。

(5) 教育及び啓発

県は、県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、教育及び啓発を行う。

(6) 国等との連携等

県は、薬物の濫用を防止するための施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用防止を目的とする団体との連携及び協力を図る。

(7) 回復支援の推進

県は、薬物の依存症からの患者の回復又は薬物の依存症の予防に資するため、相談体制、専門的な治療並びに社会復帰支援に関する体制の充実など、必要な措置を講ずる。

5 薬物濫用防止のための規制

(1) 危険薬物の所持、使用等の禁止

危険薬物について、所持、購入、譲り受け、使用を禁止する。

(2) 警告

上記禁止行為の規定に違反した者に対し警告を発することができることとする。

(3) 命令

警告に従わない者に対し、三重県薬物等評価委員会の意見を聞いたうえ、禁止行為の中止等の命令を発することができることとする。

(4) 罰則

命令に違反して禁止行為を中止しなかった者に対し過料を科す。

6 三重県薬物等評価委員会（仮称）

条例の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行うため、三重県薬物等評価委員会（仮称）を置く。

条例における危険ドラッグの規制について

○条例による危険薬物の所持・使用の禁止

	危険ドラッグ							
	指定薬物				指定薬物以外			
	製造	販売	使用	所持	製造 ^(注)	販売 ^(注)	使用	所持
医薬品医療機器等法	禁止						禁止規定なし	

(注)無承認医薬品としての取締りを適用して規制

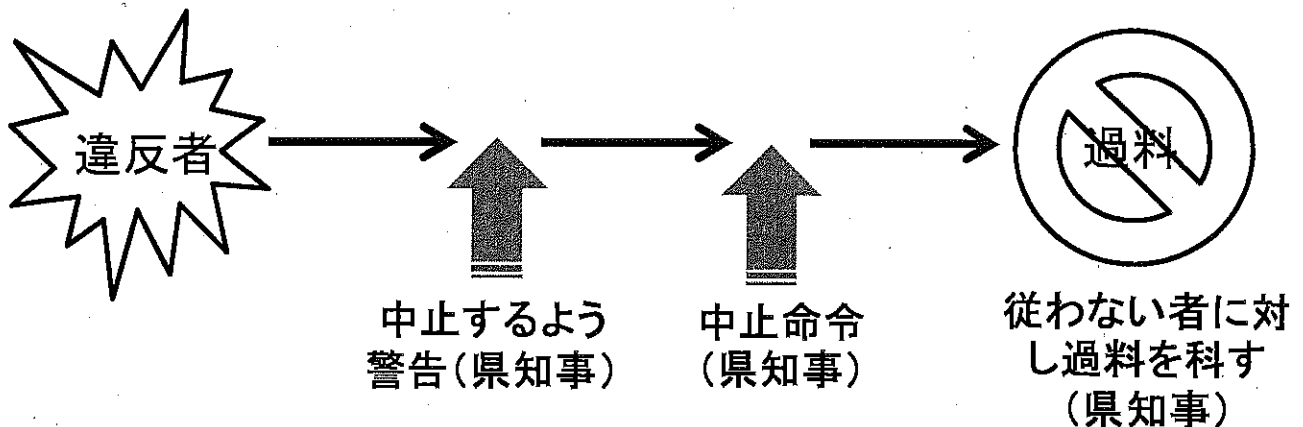


危険薬物として
条例により規制

中枢神経系の興奮、幻覚等の作用を有する蓋然性が高く、身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物を危険薬物として定義し、所持・使用を禁止します。

○違反者に対する措置

禁止行為の規定に違反した者に対しては警告を発し、警告に従わない者に対しては禁止行為の中止命令を発します。
さらに、中止命令に従わない者に対しては過料を科します。



【所管事項説明】

3 地域医療介護総合確保基金に係る平成 27 年度県計画案について

1 経緯

平成 26 年 6 月に成立した医療介護総合確保推進法により、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を推進するため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度が創設され、県に地域医療介護総合確保基金を設置しました。

この制度において、県は、地域の実情に応じて県計画を作成し、当該基金を活用して事業を実施することとなっており、平成 26 年度はまず医療を対象とし、平成 27 年度からは、介護も対象となりました。

こうした中、県では、昨年度から継続して実施している事業に加え、関係団体、市町等から提案のあった事業を精査し、当制度にかかる平成 27 年度県計画案として取りまとめたところです。

また、県計画作成にあたっては、市町や受療者、医療保険者、介護サービス事業者、医師会などの関係団体等、官民の幅広い意見を聴取するよう求められていることから、6 月 17 日に、医療・介護等の関係者で構成する三重県地域医療介護総合確保懇話会を開催し、県計画案に対する意見聴取を行いました。

2 平成 27 年度県計画案の概要

○事業数：108本 基金額：24.9億円

〔	うち医療分 72本	15.3億円	以下の①②④の事業
	介護分 36本	9.6億円	以下の③⑤の事業

○主な事業

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
(9本、3.9億円)
 - ・ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤整備事業
 - ・回復期病棟整備事業
 - ・がん診療施設整備事業
 - ・院内助産所・助産師外来整備事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業(21本、1.7億円)
 - ・かかりつけ医機能推進事業
 - ・認知症ケアの医療介護連携体制構築事業
 - ・地域口腔ケアステーション体制整備事業
 - ・精神障がい者アウトリーチ地域支援体制整備事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業(1本(41か所)、8.2億円)
 - ・地域密着型サービス等整備助成事業
 - ・介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
 - ・既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

- ④ 医療従事者の確保に関する事業（42本、9.7億円）
- ・地域医療支援センター運営事業
 - ・産科医等確保支援事業
 - ・免許保持者届出制度導入推進事業
 - ・医療勤務環境改善支援センター事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業（35本、1.4億円）
- ・地域住民や学校の生徒に対する介護や、介護の仕事の理解促進事業
 - ・介護未経験者に対する研修支援事業
 - ・介護職員キャリアアップ研修支援事業
 - ・認知症ケアに携わる人材育成のための研修事業
 - ・地域包括ケアシステム構築に資する人材育成事業
 - ・介護ロボット導入支援事業
 - ・介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業

単位：億円

基金充当予定額	事業数	総額
合計	108	24.9
医療分	72	15.3
①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	9	3.9
②居宅等における医療の提供に関する事業	21	1.7
④医療従事者の確保に関する事業	42	9.7
介護分	36	9.6
③介護施設等の整備に関する事業	1	8.2
⑤介護従事者の確保に関する事業	35	1.4

3 今後の予定

医療分、介護分をあわせた県計画案を厚生労働省へ提出します。

7月に内示額に基づき、県計画を交付申請とともに国へ提出する予定です。

また、交付決定後は、県計画に沿って着実な事業実施に努めてまいります。

4 「みえの育児男子プロジェクト」の推進について

1 取組の経緯

「第3回みえ県民意識調査」(平成25年度)で、父親の育児参画に関する意識について聞いたところ、約4割が「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と回答し、特に20歳代、30歳代では5割を超えています。

一方、職場においては長時間労働やパタニティ・ハラスメント※¹等も存在する中で、男性の育児参画が十分に進んでいない状況にあり、地域の絆の希薄化や核家族化の進展に伴い、母親の育児に関する負担感も大きくなっています。

夫の家事育児参加時間が長いと第2子以降の出生割合が増えるという調査結果もあり、県では、少子化対策の一環として、平成26年度から男性の育児参画を推進するため、「みえの育児男子プロジェクト※²」の取組を進めているところであり、平成27年3月に策定した「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の重要な取組の一つとして、さらなる展開を図っています。

※¹パタニティ・ハラスメント

男性が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務制度等を活用して育児参画することを職場の上司や同僚が妨げたり、嫌がらせをしたりすること。

※²みえの育児男子プロジェクト

「子育てには男性の育児参画が大切」という考え方が職場や地域社会の中で広まるよう、家族での話し合いや理解のもと、その人なりの方法で、子どもの生き抜く力を育てることを大切に考えて、男性が積極的に育児に参画することを応援する取組。

2 平成27年度の取組

平成27年度、「みえの育児男子プロジェクト」について、次の取組を柱に進めます。

(1) 普及啓発

一人でも多くの県民の皆さんに関心を持っていただき、男性の育児参画が進むよう、「第2回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」をはじめとした取組により、引き続き機運の醸成を図ります。

また、平成26年度に実施した「育児男子トーク」(企業の子育て中の男性従業員と知事との出前意見交換会)の中で、子育てを行う男性のネットワークが必要との声が多く聞かれたことから、企業や職種にかかわらず、子育て中の男性同士が気軽に情報交換をする場として、新たに「みえの育児男子倶楽部」を開催するなど、さまざまな普及啓発の取組を進めます。

(2) 仕事と育児を両立できる職場環境づくり

男性の育児参画を進めるには、企業の経営者や管理職、上司等が、これまでの意識を変えて、率先して仕事と育児の両立を応援し、安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりに取り組むことも必要です。

そこで、普及啓発に加えて、企業における「イクボス※³」の推進や男性の育児参画推進のけん引役として社内等で活躍いただく「みえの育児男子アドバイザー」の養成など、企業と連携し、職場における仕事と育児の両立を大切にす風土づくりを進めます。

※³イクボス

子育て等を行う職員の仕事と家庭の両立を支援し、応援、サポートし合う職場環境づくりに取り組む上司のこと、および管理職の配置にあたって、そういった姿勢を重視する取組。

(3) 子どもの生き抜く力を育む子育ての魅力発信

子どもの頃の自然体験が豊かな人ほど、大人になっても「最後までやり遂げたい」という意思や「もっと深く学びたい」という意欲が強いという調査結果があります。

そこで、自然体験を通して子どもの生き抜く力を育てることに主眼を置いた野外体験保育有効性調査や親子キャンプを実施し、検証結果や実践結果を広く発信します。

3 今後の予定

父の日(6月第3日曜日) および男女共同参画週間(6月23日～29日)にちなみ、6月を「育児男子推進月間」と位置づけ、さまざまな取組を実施します。

- 6月 1日 第2回ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえの募集開始
- 6月 7日 フレンテまつりでの啓発活動
- 6月22日 第1回「知事とのイクボス推進トーク」の開催(第三銀行)
- 6月24日 第1回みえの育児男子倶楽部の開催
- 7月以降 「知事とのイクボス推進トーク」の開催(3～4回実施)
みえの育児男子倶楽部の開催(3～4回実施)
野外体験保育有効性調査の実施
企業子宝率調査の実施
親子キャンプの実施
みえの育児男子アドバイザー養成講座の開催
第2回ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえの表彰式
みえの育児男子ハンドブック(仮称)の作成

5 「三重県子どもの貧困対策計画（仮称）」の策定について

1 計画策定の必要性

平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が施行され、8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定されました。

法律において、都道府県は大綱を勘案し、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されています。

また、県では、昨年度「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、子どもの貧困対策を重点的な取組の一つとして位置づけ、「子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られている状況」をめざして取り組むこととしています。

こうしたことから、平成 27 年度に「三重県子どもの貧困対策計画（仮称）」を新たに策定します。

2 策定の考え方及び進め方

子どもの貧困の実態は見えにくく、わかりにくいことから、まず関係機関に対する聴き取り調査等による実態把握を行い、その上で支援策等を検討します。

（1）実態調査の実施

児童相談所、福祉事務所、女性相談所、生活困窮者支援 N P O、保育所、学校等の関係機関から 30 事例、当事者、学識経験者から 5 事例の聴き取りを行います。あわせて国や県の既存調査の活用等を行い、県内における現状を把握します。

（2）検討体制

学識経験者や N P O 代表等 9 名で構成する検討委員会を設置するとともに、庁内関係部局担当者で構成するワーキンググループを設置し、上記実態調査等を通じて三重県の課題を抽出し、対策を検討します。

（3）計画期間

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の計画期間に合わせて、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間とします。

(4) 策定スケジュール

平成 27 年 5 月	第 1 回検討委員会
6 月～9 月	実態調査実施
9 月	第 2 回検討委員会（骨子案検討） 社会福祉審議会児童福祉専門分科会（骨子案報告）
10 月	健康福祉病院常任委員会（骨子案説明） 第 3 回検討委員会（中間案検討）
11 月	健康福祉病院常任委員会（中間案説明） パブリックコメント実施
1 月	第 4 回検討委員会（最終案検討） 社会福祉審議会児童福祉専門分科会（最終案報告）
3 月	健康福祉病院常任委員会（最終案説明）

◇参考

- ① 根拠法令「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月 26 日法律第 64 号）（抜粋）
（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する
（都道府県子どもの貧困対策計画）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 都道府県は、計画を定め、または変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない

② 子供の未来応援国民運動

政府は、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子供の貧困対策を、国民の幅広い理解と協力の下に「子供の未来応援国民運動」として展開していくため、平成 27 年 4 月 2 日、地方公共団体、経済界、労働組合等からの発起人が一堂に会したキックオフイベントを開催しました。

その中で、国民の力を結集してすべての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざすことを趣旨とする「子供の未来応援国民運動趣意書」が採択されました。

③ 子供の貧困率 16.3%（全国）

出典：平成 25 年国民生活基礎調査（厚生労働省）

6 平成 28 年度社会福祉施設等整備方針について

本県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていくこととしています。

社会福祉施設等の整備については、厳しい財政状況の中で限られた予算を効率的に執行していく必要があるため、提出された整備計画の中から地域のバランス、住民ニーズ等をふまえ、より効果的で緊急度の高いものを優先していくこととします。

また、施設の老朽化への対応、地震・津波対策など防災上の対応についても配慮していくこととします。

こうした考え方を基に、平成 28 年度整備方針を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国および県予算の状況をふまえて決定することになります。

平成 28 年度 社会福祉施設等整備方針

・ 地域福祉課所管施設 救護施設	21
・ 長寿介護課所管施設 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、 養護老人ホーム	22
・ 障がい福祉課所管施設 障がい福祉サービス事業所等	25
・ 少子化対策課所管施設 児童館	29
・ 子育て支援課所管施設 放課後児童クラブ室、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、 児童家庭支援センター	31

平成28年度 社会福祉施設等整備方針(地域福祉課所管施設)

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設の新規施設整備については、原則として行わない。

2 整備方針

施設種別	圏 域	現 状	課 題	平成28年度整備方針
救護施設	全県	・県内 3か所 ・定員 計 270名 平成27年5月1日現在	—	入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。

平成28年度老人保健福祉施設整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 第6期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等を踏まえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・ 在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりをふまえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- ・ 県補助を受けずに、特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・ 圏域については、別表「高齢者福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	平成28年度整備方針
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成28年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,698	2,572	2,725	592	8,587	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
第6期介護保険事業支援計画に基づく平成27年度整備計画数（A）	0	100	100	20	220	
平成27年度整備予定数（ショートステイの転換含む）（B）	0	70	70	0	140	
平成28年度への持越分（C）=（A）-（B）	0	30	30	20	80	
第6期介護保険事業支援計画に基づく平成28年度整備計画数（D）	210	70	180	0	460	
平成28年度整備可能数（C）+（D） （うち従来型施設整備可能数）	210 （60）	100 （30）	210 （60）	20 （0）	540 （150）	

施設種別	圏域	課題	平成28年度整備方針				
介護老人 保健施設	圏域別	<p>1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに平成28年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。</p> <p>* 増築による整備については、県補助の対象外とする。</p> <p>* 定員29人以下の創設については、市町の整備計画により実施するため、各圏域の平成28年度整備数変動する可能性がある。</p>				
現状と整備可能数（単位：人分）							
		北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数		2,562	1,783	1,980	358	6,683	
第6期介護保険事業支援計画に基づく 平成27年度整備計画数		0	0	0	0	0	
第6期介護保険事業支援計画に基づく 平成28年度整備計画数		110	0	110	0	220	
平成28年度整備可能数 (うち従来型施設整備可能数)		110 (50)	0 (0)	110 (50)	0 (0)	220 (100)	
養護老人 ホーム	—	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ改修又は改築による整備を進める。				

3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表)高齢者福祉圏域

平成27年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

平成28年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、みえ障がい者共生社会づくりプランをふまえ、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスや共同生活援助を実施する事業所を優先し、みえ障がい者共生社会づくりプランにおける障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況等を総合的に判断し整備する。
- ・ 減災対策を推進する観点から、耐震化や安全を損なう老朽化に対する大規模修繕等を促進する。
- ・ 圏域については、別表1「障害保健福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成28年度整備方針
共通	—	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者、重度であっても、地域で安心して生活できる支援体制を整備する必要がある。 2 施設の耐震化や防火対策を推進する観点から、障害福祉サービス事業所の耐震化やスプリンクラー整備等に対応する必要がある。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がい者および、強度行動障がいや医療的ケアが必要な障がい者などの重度障がい者の地域生活を支える日中活動系サービスや共同生活援助を実施する事業所を優先する。 2 地域生活への移行、相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点となる共同生活援助や短期入所を実施する事業所ならびに、児童発達支援などの障害児通所支援を総合的に提供し、障がい児支援の中核となる機能を有する事業所を優先する。 3 災害時に倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図る施設、消防法施行令等の改正にともない新たにスプリンクラー設置が義務づけられた施設のスプリンクラー整備および、著しい老朽化による大規模修繕を行う施設を優先する。
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がい者の地域生活を支援するとともに、みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を確保するため、日中活動系サービス事業所の整備を進める必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 1 みえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮し、サービス提供が不足する圏域の整備を優先する。 2 災害時における被災障がい者に対する避難所としての機能を有する施設整備を優先する。
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がい者の地域生活を支援するとともに、みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を確保するため、共同生活援助事業所の整備を進める必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同生活援助を実施する事業所を整備することとし、みえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮し、サービス提供が不足する圏域の整備を優先する。 2 住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域に設置する施設とする。

施設種別	圏域	現状	課題	平成28年度整備方針
訪問系サービス事業所および相談支援事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がい者が自ら選ぶ生活の場において、安心して暮らすことができるよう、訪問系サービスおよび、計画相談をはじめとする相談支援を充実する必要がある。	みえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮するとともに、日中活動系サービスなどの施設整備にあわせて整備する施設を優先する。

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流や防災・減災対策における配慮がなされている施設。

(別表1) 障害保健福祉圏域

平成27年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市 木曾岬町、東員町
四日市	四日市市 菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市 多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市 玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市 紀北町
紀南	熊野市 御浜町、紀宝町

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

種類	種類	単位	平成28年度									
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	13	25	17	27	22	18	18	4	4	148
	サービス見込量	人	434	802	526	617	533	625	417	128	139	4,221
	サービス量実績	人	399	681	491	611	483	576	383	118	110	3,852
	見込量と実績の差	人	35	121	35	6	50	49	34	10	29	369
就労移行支援	現状	事業所数	1	4	4	3	2	5	4	0	0	23
	サービス見込量	人	23	58	43	39	7	44	39	6	1	260
	サービス量実績	人	10	44	23	25	6	22	24	0	0	154
	見込量と実績の差	人	13	14	20	14	1	22	15	6	1	106
短期入所	現状	事業所数	8	9	8	14	10	9	11	1	2	72
	サービス見込量	人	112	161	90	90	80	122	108	19	11	793
	サービス量実績	人	87	133	86	87	66	87	88	12	7	653
	見込量と実績の差	人	25	28	4	3	14	35	20	7	4	140
児童発達支援	現状	事業所数	2	3	5	13	6	4	3	1	1	38
	サービス見込量	人	74	184	149	105	175	105	61	10	22	885
	サービス量実績	人	8	154	148	108	115	100	56	0	20	709
	見込量と実績の差	人	66	30	1	△3	60	5	5	10	2	176
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	12	12	9	26	14	8	11	1	3	96
	サービス見込量	人	174	240	134	217	183	182	180	41	46	1,397
	サービス量実績	人	141	206	102	197	158	158	166	35	44	1,207
	見込量と実績の差	人	33	34	32	20	25	24	14	6	2	190
訪問系サービス												
居宅介護、重度訪問 介護、同行援護、行 動援護、重度障害者 等包括支援	現状	事業所数	59	64	66	92	103	94	59	13	34	584
	サービス見込量	人	277	346	275	371	435	308	260	87	65	2,424
	サービス量実績	人	207	298	238	350	317	284	259	65	53	2,071
	見込量と実績の差	人	70	48	37	21	118	24	1	22	12	353

種類	種類	単位	平成28年度									
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
相談支援												
計画相談支援	現状	事業所数	11	19	15	28	15	20	10	2	9	129
	サービス見込量	人	167	361	208	458	367	426	189	42	49	2,267
	サービス量実績	人	127	146	122	160	123	137	140	43	25	1,023
	見込量と実績の差	人	40	215	86	298	244	289	49	△1	24	1,244
地域移行支援	現状	事業所数	1	3	4	5	2	8	3	2	1	29
	サービス見込量	人	8	6	7	12	13	8	11	2	2	69
	サービス量実績	人	1	1	2	0	0	0	3	0	1	8
	見込量と実績の差	人	7	5	5	12	13	8	8	2	1	61
地域定着支援	現状	事業所数	1	1	4	5	2	8	3	2	1	27
	サービス見込量	人	7	4	7	23	7	7	3	3	2	63
	サービス量実績	人	3	2	3	0	2	0	0	0	0	10
	見込量と実績の差	人	4	2	4	23	5	7	3	3	2	53
計画相談支援 (障がい児)	現状	事業所数	11	10	10	15	14	15	4	2	6	87
	サービス見込量	人	27	51	65	123	97	93	30	4	5	495
	サービス量実績	人	23	38	23	29	44	15	43	6	3	224
	見込量と実績の差	人	4	13	42	94	53	78	△13	△2	2	271

注) 別表2については、現時点における障害保健福祉圏域のサービス見込量と実績およびサービスの提供体制について、参考にお示しするものです。

- 1 現状の事業所数は、平成27年5月1日現在
- 2 サービス見込量は、みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成27年度～平成29年度）における平成28年度のサービス見込量（1か月あたり）
- 3 サービス量実績は、平成26年度（平成26年4月～平成27年2月）の1か月あたりの平均
- 4 生活介護と就労移行支援の現状（事業所数）は、障害者支援施設を含む。
- 5 短期入所の現状（事業所数）は、空床利用型を除く。

平成28年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定等の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・原則として、災害対策を施設の新設より優先する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成28年度整備方針
児童館	全県	<p>大型児童館 1館</p> <p>小型児童館 31館</p> <p>児童センター 14館</p> <p>計 46館 (12市6町) (H27.5.1現在)</p>	<p>児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。</p> <p>耐震化対策がなされていない児童館について、対策が必要である。</p> <p>児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。</p>	<p>国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を市町が受けることを条件として、市町や社会福祉法人が行う事業に関して、市町に対して補助を行うことにより、児童館の整備を行う。</p> <p>優先順位は以下のとおりとする。</p> <p>1 既存の児童館の大規模修繕のうち、耐震改修工事を含むもの</p> <p>(1) 放課後児童クラブ室のある児童館</p> <p>(2) 放課後児童クラブ室のない児童館</p> <p>2 児童館の新設</p> <p>(1) 児童館のない市町における新たな児童館の創設のために、施設を整備するものを優先する。</p> <p>ア 放課後児童クラブ室を設置する場合</p> <p>イ 放課後児童クラブ室を設置しない場合</p>

施設種別	圏域	現状	課題	平成28年度整備方針
				(2) 児童館のある市町における新たな児童館の創設のために、施設を整備するもの ア 放課後児童クラブ室を設置する場合 イ 放課後児童クラブ室を設置しない場合 3 既存の児童館を拡張する整備 (1) 放課後児童クラブ室を設けるための拡張 (2) 放課後児童クラブ室のある児童館の拡張 (3) 放課後児童クラブ室のない児童館の拡張 4 そのほかの整備

平成28年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課保育サービス・幼保連携班所管施設）

課名〔子育て支援課〕

1 整備方針策定等の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・現在の施設が利用できなくなり、整備が必要となる場合を優先する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成28年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	放課後児童クラブ数 309か所 (H26.5.1現在) ※H27.5.1現在の数値 については、今後調査を行 います。(6月末を目途にとり まとめを予定)	1 放課後子ども総合プラン を推進するために、市町の 福祉部局と教育委員会が連 携を密にして、放課後児童 対策に取り組む必要があ る。 2 小学校児童についての保 育需要があるにもかかわらず、放課後児童クラブが存 在しない地域がある。 3 実施施設の中には、老朽 化の進んでいるものもあ る。	「放課後児童クラブ運営指針」による、支援の単位あ たりおおむね40人以下の整備を推進することとし、放 課後子ども総合プランにおける市町の運営委員会等 の調整を経た次の整備（創設・改築）を行う。 以下、1, 2は同順位とし、3, 4, 5, 6, の順に 優先順位を付けることとする。 1 小学校の統廃合による整備 2 借家等で実施しているが、使用不能になる場合の整 備 3 地震対策あるいは津波対策等のための整備 4 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備 5 放課後子ども総合プランの推進のため、放課後子ど も教室と一体となって実施するための整備 6 1から5の理由以外での整備

平成28年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課要保護児童支援班所管施設）

課名〔子育て支援課〕

1 整備方針策定等の考え方

平成26年度に策定した三重県家庭的養護推進計画に基づき、社会的養護を必要とする子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができる環境の整備をめざして、本体施設のオールユニット化やグループホームの設置、地域支援の充実を図るための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成28年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 12施設 公立 1施設 民間 11施設 (平成27年4月1日現在)	1 施設における小規模ケア化・地域分散化の推進が求められている。	1 小規模ケア化・地域分散化 施設の新設・改築にあたっては、小規模ケア化・地域分散化するための整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造とする施設整備を優先する。
乳児院	全県	施設数 3施設 公立 1施設 民間 2施設 (平成27年4月1日現在)	2 昭和40～50年代前半にかけて鉄筋化等の整備をした施設の老朽化が進んでいる。	2 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設や、耐震診断結果により耐震補強が必要な施設を優先する。
母子生活支援施設	全県	施設数 5施設 公立 2施設 民間 3施設 (平成27年4月1日現在)	1 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）への対応が求められている。	1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。 2 DV防止法対応 居室拡大や室数増加を図る施設整備を優先する。

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成28年度整備方針
児童家庭支援センター	全県	施設数 3施設 公立 0施設 民間 3施設 (平成27年4月1日現在)	児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。	児童相談所単位での設置を進めることとし、児童家庭支援センター未設置管内での整備を優先する。

7 平成26年度社会福祉法人等指導監査の結果等について

1 監査の効率的、効果的实施について

社会福祉法人・社会福祉施設に対しては、定期的な指導監査の実施に加え、利用者等関係者からの通報や苦情等により、法人運営等に問題が生じている疑いが認められる場合には、随時、指導監査を実施しています。

また、介護保険および障害福祉サービス事業所に対しては、定期的な実地指導と全事業所を対象とした集団指導の実施に加え、介護報酬等の請求に関し不正が疑われる場合には、随時、監査を実施しています。

2 平成26年度指導監査および実地指導等の結果について

社会福祉法人・社会福祉施設の指導監査は、法人・施設運営、施設整備関係、利用者処遇、安全対策を重点項目として実施しました。

また、介護保険および障害福祉サービス事業所の実地指導は、法令遵守、サービスの質の確保・向上、危機管理対策、虐待防止への取組状況や、高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、就労継続支援事業所の運営状況を重点項目として実施しました。

指導監査および実地指導等の実施状況と、指摘があった法人数・施設数やその指摘件数は次のとおりです。

○ 平成26年度指導監査等の実施状況

	対象数	うち実施数 (%)	指摘法人 等の数	指摘 総件数
社会福祉法人	87	49(56.3)	48	445
社会福祉施設	890	374(42.0)	317	1,477
介護保険サービス事業所(予防含む)	5,238	337(6.4)	284	1,249
〃 集団指導	5,238	4,652(88.8)	—	—
障害福祉サービス事業所	1,361	92(6.8)	81	538
〃 集団指導	1,361	1,140(83.8)	—	—
児童相談所	5	1(20.0)	1	1
市町福祉行政	29	15(51.7)	12	44
公益法人	24	12(50.0)	5	21

(1) 社会福祉法人・社会福祉施設

指摘の内容は、社会福祉法人では、会計処理、資産管理、苦情解決など管理に関するものが61.6%を占め、役員の構成等組織運営に関するものが38.0%となっています。社会福祉施設では、苦情処理窓口や衛生管理等、入所者処遇に関するものが29.7%、就業規則や安全対策など施設運営に関するものが70.3%となっています。

○ 社会福祉法人の指摘項目および件数

組織運営	事業	管理	計
169(38.0%)	2(0.4%)	274(61.6%)	445(100.0%)

○ 社会福祉施設の指摘項目および件数

入所者処遇	施設運営	計
439(29.7%)	1,038(70.3%)	1,477(100.0%)

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

介護保険および障害福祉サービス事業所に関する指摘では、サービス提供などの運営基準等に関するものが82.2%、給付費に関するものが9.7%、介護職員の配置などの人員基準に関するものが5.6%となっています。

○ 介護保険および障害福祉サービス事業所の指摘項目および件数

		運営基準等	給付費	人員基準	その他	合計
介護保険サービス	介護	679	102	55	20	856
	予防	331	20	29	13	393
障害福祉サービス		460	51	16	11	538
合計 (構成比%)		1,470 (82.2)	173 (9.7)	100 (5.6)	44 (2.5)	1,787 (100.0)

指導・監査により、介護報酬等の算定誤りや不正請求等が確認されました。算定誤りについては、過誤調整等による自主返還を指導し、不正請求については、行政処分等に伴い返還額の決定を行いました。

○ 介護給付費等の過誤調整（自主返還）および返還決定額

返還額の決定の内訳	事業所数	自主返還額 返還決定額(円)
介護保険サービス費の算定誤り（自主返還）	15	9,691,400
〃 の行政処分等に伴う返還決定	3	3,385,336
障害福祉サービス費の算定誤り（自主返還）	10	1,699,619
〃 の行政処分等に伴う返還決定	0	0
合計	28	14,776,355

(注1) 返還額は、平成27年4月末現在までに確定した金額です。

(注2) 介護保険サービス費の行政処分等に伴う返還決定については、指定の一部効力停止（3月間の新規利用者受入停止）2件と改善勧告1件に係るものです。なお、障害福祉サービス費に係る行政処分事案等はありませんでした。

3 平成27年度の指導監査および実地指導等の実施方針

(1) 社会福祉法人・社会福祉施設

実施方針における重点項目に変更はありませんが、平成26年度に引き続き、市所管の社会福祉法人については、関係市と連携を密にして、効率的・効果的な指導監査を実施します。

また、国会では経営組織のガバナンスの強化や所轄庁による指導監督の機能強化等を柱にした社会福祉法改正法案が審議されています。改定案どおり改正がなされた場合は、財務諸表や役員報酬等の情報開示、内部留保の明確化に関する事など、一部が平成28年4月1日から施行される予定のため、新制度の円滑な導入に向け、指導監査や研修会の開催などにより、制度の周知を図ります。

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

実施方針における重点項目に変更はありませんが、集団指導を強化し、人員・運営等の最低基準の考え方等の周知徹底を行うとともに、苦情・通報等に対応した実地指導、監査を実施し、利用者への適切なサービスの提供を支援していきます。

【所管事項説明】

8 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成27年2月16日～平成27年6月2日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成27年2月17日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他5名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	3名の医師の指定について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会
2 開催年月日	平成27年2月18日
3 委員	会長 齋藤 純一 委員 速水 正美 他14名
4 諮問事項	精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項の報告について
5 調査審議結果	<p>1 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」最終案について報告し、意見交換を行った。</p> <p>2 精神科病院敷地内における共同生活住居設置の取り扱いについて報告し、意見交換を行った。</p> <p>3 「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」に係る指定医療機関の状況とアルコール健康障害対策基本法の内容について報告し、意見交換を行った。</p> <p>4 精神障がい者アウトリーチ推進事業について報告し、意見交換を行った。</p> <p>5 精神疾患に係る三重県保健医療計画（第5次改定）の進捗について審議を行い、承認された。</p> <p>6 平成26年度三重県庁舎における精神障がい者職場実習モデル事業実績について報告し、意見交換を行った。</p>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	平成27年2月18日
3 委員	部会長 青木 重孝 委員 田所 泰 他3名
4 諮問事項	医療法人設立及び解散について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人の設立及び解散について、すべて承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成27年2月19日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(1件)
6 備考	

1 審議会等の名称	第4回三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成27年3月2日
3 委員	会長 宮崎 つた子 副会長 松田 靖利 委員 安部 悦子 他12名
4 諮問事項	1 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の見直しについて 2 「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2015-2018)」(案)について
5 調査審議結果	1 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の見直しについて説明し、意見交換を行った。 2 「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2015-2018)」(案)について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会地域医療対策部会
2 開催年月日	平成27年3月2日
3 委員	部会長 伊藤 正明 委員 青木 重孝 他9名
4 諮問事項	1 「三重県保健医療計画（第5次改訂）」におけるへき地医療対策に関する進捗について 2 医師確保の現状と今後の対策について
5 調査審議結果	1 「三重県保健医療計画（第5次改訂）」評価表（へき地医療対策）について審議を行い、承認された。 2 医師確保の現状と今後の対策について説明を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成27年3月2日
3 委員	委員長 他12名（試験問題の作成に関わるため、委員氏名は非公開）
4 諮問事項	准看護師試験の不適切問題の確認と合格基準の審議について
5 調査審議結果	不適切問題はなく、受験者196名のうち合格者195名を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会災害医療対策部会
2 開催年月日	平成27年3月10日
3 委員	会長 高瀬 幸次郎 委員 今井 寛 他13名
4 諮問事項	1 「三重県保健医療計画（第5次改訂）」における災害医療対策に関する進捗について 2 「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」および「三重県新風水害対策行動計画」について 3 災害拠点病院・災害医療支援病院について 4 災害医療コーディネーターの研修状況について
5 調査審議結果	1 「三重県保健医療計画（第5次改訂）」評価表（災害医療対策）について審議を行い、承認された。 2 「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」および「三重県新風水害対策行動計画」について、災害医療対策に関する事項について報告した。 3 災害拠点病院・災害医療支援病院の指定要件と現地確認結果について報告した。 4 災害医療コーディネーターの研修状況について報告した。
6 備考	

1 審議会等の名称	第2回三重県在宅医療推進懇話会
2 開催年月日	平成27年3月12日
3 委員	座長 志田 幸雄 委員 田中 公 他13名
4 諮問事項	1 「三重県保健医療計画（第5次改訂）」における在宅医療対策に関する進捗について 2 在宅医療の枠組みについて
5 調査審議結果	1 「三重県保健医療計画（第5次改訂）」における在宅医療対策に関する進捗について説明し、意見交換を行った。 2 在宅医療の枠組みについて説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親審査部会
2 開催年月日	平成27年3月12日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 委員 宮本 佳宥 他2名
4 諮問事項	養育里親等新規申込者の審査について
5 調査審議結果	すべての申込者について承認された。（7件）
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会
2 開催年月日	平成27年3月12日
3 委員	部会長 田口 鉄久 委員 宇佐美 直樹 他4名
4 諮問事項	幼保連携型認定こども園の設置認可について
5 調査審議結果	申請のあった者について承認された。(1件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県青少年健全育成審議会
2 開催年月日	平成27年3月13日
3 委員	会長 田中 亜紀子 委員 泉 正幸 他14名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県青少年健全育成条例に基づく報告事項(有害興業の指定)について ・青少年健全育成に関する平成27年度の県の取組について ・「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」最終案について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県青少年健全育成条例に基づく有害興業の指定について報告した。 ・青少年健全育成に関する平成27年度の県の取組予定について報告した。 ・「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」最終案について報告した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会救急医療部会
2 開催年月日	平成27年3月16日
3 委員	部会長 小林 篤 委員 橋上 裕 他10名
4 諮問事項	「三重県保健医療計画(第5次改訂)」における救急医療対策に関する進捗について
5 調査審議結果	「三重県保健医療計画(第5次改訂)」評価表(救急医療対策)について審議を行い、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会周産期医療部会
2 開催年月日	平成27年3月17日
3 委員	部会長 駒田 美弘 委員 二井 栄 他13名
4 諮問事項	1 「三重県保健医療計画（第5次改訂）」における周産期医療対策に関する進捗について 2 先天性代謝異常等検査（タンデムマス法）実施状況について
5 調査審議結果	1 「三重県保健医療計画（第5次改訂）」評価表（周産期医療対策）について審議を行い、承認された。 2 先天性代謝異常等検査（タンデムマス法等）の実施状況について報告した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成27年3月19日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 將之 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。（2件） 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。（2件）
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会
2 開催年月日	平成27年3月23日
3 委員	会長 内田 淳正 副会長 村本 淳子 他7名
4 諮問事項	1 各部会報告について 2 三重県保健医療計画（第5次改訂）の進行管理等について 3 地域医療構想について
5 調査審議結果	1 平成26年度における各部会の開催実績等の報告を行った。 2 5疾病・5事業および在宅医療対策に係る目標の達成状況、取組等について説明し、意見交換を行った。 3 平成27年度から策定に着手する地域医療構想について、県の策定体制等を説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地域医療介護総合確保懇話会
2 開催年月日	平成27年3月23日
3 委員	座長 内田 淳正 委員 青木 重孝 他15名
4 諮問事項	医療介護総合確保法に基づく平成27年度県計画案について
5 調査審議結果	医療介護総合確保法に基づく県計画へ盛り込む事業案(医療分及び介護分)について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成27年4月17日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(2件) 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。(1件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成27年4月21日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他8名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	5名の医師の指定について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者自立支援協議会
2 開催年月日	平成27年6月2日
3 委員	会長 長友 薫輝 委員 下方 宏明 他18名
4 諮問事項	1 相談支援体制の構築と計画相談の推進について 2 三重県障害者自立支援協議会専門部会の立ち上げについて 3 三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョンについて 4 障害福祉計画の推進について
5 調査審議結果	各事項について説明し、三重県障害者自立支援協議会専門部会を立ち上げることに、承認された。
6 備考	